

令和2年6月30日 招集

6月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年6月定例総会議事録

1 開催日時 令和2年6月30日(火)午後2時から

2 開催場所 西蒲区役所 3階302会議室

3 出席農業委員 (11人)

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 3番 間宮 一 | 4番 草野 伸一 | 10番 堀川 多計司 |
| 11番 大島 伸吾 | 12番 阿部 マサ子 | 13番 笠原 和仁 |
| 14番 増井 勝 | 15番 小野塚 彦榮 | 16番 田邊 重夫 |
| 18番 吉田 浩 | 19番 田中 一男 | |

4 欠席農業委員

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 武田 要一郎 | 2番 小林 喜一郎 | 5番 長谷川 浩成 |
| 6番 広川 浩 | 7番 清水 和子 | 8番 土田 正志 |
| 9番 棚邊 友衛 | 17番 槇田 士農夫 | |

5 農業委員会事務局出席職員

| | |
|------------|--------------|
| 事務局長 上原 文昭 | 事務局次長 佐々木 徹 |
| 農地係長 宮川 一也 | 農政振興係長 佐藤 政道 |

6 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事(農地部会所掌)

議案第22号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第23号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報 告 事 項 農地の転用事実に関する照会書について

報 告 事 項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第24号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報 告 事 項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

7 会議の概要

開会時間：午後2時

| | |
|--------|--|
| 事務局長 | 定刻になりましたので、これより6月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。 |
| 会 長 | <間宮会長あいさつ> |
| 事務局長 | ありがとうございました。 なお、以前よりお話ししておりましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策により、農業委員の出席をA・B二つのグループに分けたことから、本日はAグループの1番、武田委員、2番、小林委員、5番、長谷川委員、7番、清水委員、8番、土田委員、9番、棚邊友衛委員、17番、槇田委員とBグループの6番、広川委員が欠席となりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは会議規則第5条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いします。 |
| 議長（会長） | それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。 |
| | （異議なし） |
| 議長（会長） | 皆さんから異議がありませんので、10番、堀内多計司委員、11番、大島伸吾委員を指名いたします。 引き続き日程第2、議事に入ります。 最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。 |
| | <間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ> |

| | |
|---------------|--|
| 議長（農地部 会長） | <p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第22号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、 議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、以上を一括 して、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局（農地 係長） | <p>農地係の宮川でございます。 私の方から議案第22号、23号案件につきまして、説明をさせていただきます。 事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。 議案書1ページをご覧ください。 議案第22号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、 ご説明を申し上げます。 1号案件は、中之口地区において、当初計画者は、申請地をこれまで「県営 かんがい排水事業」の工事に係る「現場事務所敷地」として使用するため、 令和元年7月31日に事業計画変更の承認を受け、一時転用事業も終了する ところでしたが、この度、県営かんがい排水事業の延長工事を行う こととなり申請地を引き続き使用するため、事業期間の延長を行い、終期を 令和3年8月29日までとする計画でございます。 2号案件は、2ページ、議案第23号第4号案件との関連案件でございま すので、一緒に説明をさせていただきます。巻地区において、当初計画者は、 申請地を住宅建築敷地とする計画で、昭和58年に転用許可を受けましたが、 諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。この度、会計事務代行 を営む転用事業者が、従来の営業所が手狭で老朽化が進んだため、申請地を 買い受け、新たに事務所を建築し、移転を行う計画でございます。 以上の案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」 に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。 続いて、議案書2ページをご覧ください。 議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明を 申し上げます。 1号案件は、岩室地区において、現在、親子4人で同地区の賃貸住宅に居 住している転用事業者が、建物の老朽化が見受けられ、子供の将来のことも 考え、父より申請地を使用貸借により借り受け、住宅を建築し、移り住む計 画でございます。 2号案件は、岩室地区において、現在、親子4人で同地区の賃貸住宅に居 住している転用事業者が、部屋数も少なく手狭なことから、将来のことを見 据え申請地を買い受け、住宅を建築し、移り住む計画でございます。 3号案件は、巻地区において、今年2月から事業所南側にある申請地を資 材置場及び駐車場敷地として無断で使用してきた転用事業者が、この度、賃 借権の設定により借り受け、農地法に基づき転用申請を行い、違反転用の解 消を行うものでございます。なお、転用事業者からは、この度の転用申請に あたり、関係農地を無断使用していたことを深く反省する旨の「始末書」の 提出がありましたことをご報告申し上げます。 これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許 可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。 以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 議長（農地部 会長） | 事務局の説明が終わりました。 引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。 |
| 12番（阿部 委員） | それでは、去る25日区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。 出席委員は、6名で調査委員長は、わたくし阿部マサ子が務めました。 聴取案件は、農地転用事業計画変更承認申請2件、農地法第5条許可申請4件でありました。 別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、各議案の案件について、申請人及び代理人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、各案件について、許可相当との意見で全委員一致しました。 以上で報告を終わります。 |
| 議長（農地部 会長） | ありがとうございました。 事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。 |
| | （意見・質問なし） |
| 議長（農地部 会長） | 皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 最初に、議案第22号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について採決します。 承認することに異議はありませんか。 |
| | （異議なし） |
| 議長（農地部 会長） | 皆さんから異議がありませんので、承認と決定します。 続きまして、議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定について採決します。 申請を許可することに異議はありませんか。 |
| | （異議なし） |
| 議長（農地部 会長） | 皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第25号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局（農地 係長） | 農地係の宮川でございます。 議案第25号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明を申し上げます。 本日お配りいたしました追加議案書1ページ及び2ページをご覧ください。 1号案件は、潟東地区において、父が農業者年金の継続受給のため、後継者である子へ使用貸借権の再設定により申請地を貸し付けるものでございます。 2号案件は、潟東地区において、相続時精算課税制度を活用し、母から子へ申請地の贈与を行うものでございます。 3号及び4号案件は、中之口地区において、申請人双方が作業効率の利便性を求め申請地の交換を行うものでございます。 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>5号、6号案件は、中之口地区において、いずれも、規模縮小を考えた譲渡人が親戚関係にある譲受人へ申請地の贈与を行うものでございます。</p> <p>7号、8号案件は、いずれも、申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議長（農地部会長） | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明にご意見、ご質問はありませんか。</p> |
| | <p>（質問・意見なし）</p> |
| 議長（農地部会長） | <p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第25農地法第3条許可申請に関する意見決定について、採決します。</p> <p>許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> |
| | <p>（異議なし）</p> |
| 議長（農地部会長） | <p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、</p> <p>以上4件を一括して、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局（農地係長） | <p>私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご報告を申し上げます。</p> <p>まず、潟東地区でございます。</p> <p>1号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>次に、中之口地区でございます。</p> <p>2号、3号、及び4号は、それぞれの賃貸人が、農地の交換を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>5号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>最後に、巻地区でございます。</p> <p>6号及び7号は、これまで農地利用集積円滑化事業を活用してきた、7号の賃貸人が、農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>8号は、賃貸人が農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>9号及び10号は、これまで農地利用集積円滑化事業を活用してきた10号の賃貸人が、都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>11号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、8件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。なお、委員会による利用権設定の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。</p> <p>農地の転用事実に関する照会書について、ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、8ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条転用届出に関する受理について、ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、3号は、西川地区において、「個人住宅建築敷地」として転用の届出があり、受理をいたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>2号は、西川地区において、「共同住宅建築敷地」として転用の届出があり、受理をいたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>4号は、巻地区において、「露天資材置場敷地」として転用の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願いたします。</p> |
| 議長（農地部会長） | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p> |
| | <p>（質問なし）</p> |
| 議長（農地部会長） | <p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p> |
| | <p><増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ></p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第24号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局（農政振興係長） | <p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、お手元の議案書の議案第24号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>今月は所有権移転の売買及び交換のみでございます。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買は、巻地区、2件、田、7,294㎡です。 ・交換は、中之口地区、2件、田、1,786㎡です。 <p>以上、売買・交換の所有権移転の合計は、4件で、田の計9,080㎡でございます。詳細につきましては、売買が、1ページ1号及び2号、交換が2ページ1号及び2号に記載のとおりでございます。実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。 ご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p> |
| | <p>（意見・質問なし）</p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関係する案件がありますので先議いたします。 1ページ1号及び2号については、関係委員3番委員（間宮一委員）の退席をお願いします。</p> |
| | <p><関係委員 3番 間宮一委員 退席></p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>それでは、1ページ1号及び2号の案件について採決いたします。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> |
| | <p>（異議なし）</p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定とします。 関係委員の入場を許します</p> |
| | <p><関係委員 3番 間宮一委員 入場></p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>それでは審議を続けます。 以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決いたします。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> |
| | <p>（異議なし）</p> |
| 議長（農政振興部会長） | <p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和2年7月14日に公告の予定です。 引き続いて、報告事項に移ります。 報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局（農政振興係長） | <p>それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計画(案)について」をお願いいたします。 今月は中間管理権の移転で耕作者の変更のみでございます。詳細につきましては、表紙をめくっていただきまして、1ページ1号から2ページ9号に記載のとおりです。 説明は、以上でございます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議長（農政振興部会長） | 事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご質問はありませんか。 |
| | （質問なし） |
| 議長（農政振興部会長） | 皆さんから質問がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。 |
| | <吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ> |
| 議長（会長） | 増井農地会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。 引き続き、その他の案件に入ります。 最初に私の会務ですが、6月3日は新潟地域農業振興協議会総会、6月16日は地域別農業委員会会長会議、6月23日は新潟県農業会議第128回通常総会に出席しました。 引き続き、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局（農政振興係長） | それでは、その他ということで、事務局から報告いたします。 私の方からは、農業者年金の関係について、昨年度の加入実績を含めまして、今年度の活動計画を報告させていただきます。 資料につきましては、本日配布しました水色の紙の資料1をお願いいたします。 まず、1ページ目をお願いいたします。これは、全国の農業者年金の加入実績です。いちばん上の表の「農業者年金の年度別新規加入者数等」の表を見ていただきますと、令和元年度は、新規加入者が2,813人で加入者累計は126,706人となっています。 新規加入者の内訳につきましては、1つ飛んで、1番下の表「新規加入者の状況」の表を見ますと、新規加入者のうち女性は983人で34.9%、39歳以下は1,708人で60.7%、政策支援加入は678人で24.1%となっています。 はぐりまして、2ページ目は令和元年度の県内の新規加入者の状況です。下段に新潟市各区の状況を示した表がありますが、西蒲区は全体で6名の加入がありました。若い区分、女性区分、全体区分の全てにおいて、目標を達成することができました。大変ありがとうございました。 続きまして、資料の3ページをお願いいたします。 ここから10ページまでは、農業者年金基金の方針に基づき新潟県農業会議等から示された「令和2年度新潟県農業者年金加入推進活動基本方針」になります。加入目標の人数などにつきましては、昨年度と変更がありませんので説明は省略させていただきますが、この基本方針に基づきまして、新潟市西蒲区農業委員会として、令和2年度加入推進活動計画を作成させていただきましたので、今度は、12ページをお願いいたします。簡単に内容を説明させていただきますと、1.の「今年度の加入目標人数」と2.の「加入対象として働きかけをする目標人数」についてですが、今年度の新規加入目標数は4人で、うち20～39歳は3名、女性が1名としています。内訳的には、県から示されているとおりで、若い人中心の設定となっていますが、活動的 |

| | |
|---------|---|
| | <p>には、50歳代で経済的に余裕がでてきた人などもターゲットとして活動する形となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、「3. 地区別加入推進班の整備」につきましては、例年通り管内5地区を各班として班編成し、加入推進を実施したいと考えております。</p> <p>また、「4. 加入対象者名簿の整備」についてですが、現在のところ名簿登録者数は、管内全域で152人となっています。</p> <p>今後、農業委員さん、推進委員さん及び農協さんからの情報提供などにより、対象者の拾い出しなどをしながら点検・補正を行い、訪問対象を選定させていただきたいと思っています。</p> <p>続きまして、5. の「加入推進強化月間」については、県内統一の時期であります11月から2月としました。</p> <p>6. の「個別訪問の実施計画」につきましては、計画の段階ですので、例年どおりとしています。</p> <p>次ページの13ページに行きまして、7. の「加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画」、それから8. の「加入対象者に対する説明会等の実施計画」についてですが、今後、加入推進対象者名簿の整理・確認を行ったうえで、11月に「加入推進対策会議」を開催して戸別訪問等の活動に対する打合せを行い、その後、班単位で戸別訪問を実施して、2月下旬頃に活動結果の取りまとめを行う予定としております。</p> <p>「9. 啓発普及活動の実施」につきましては、例年どおり広報誌等を利用して、農業者年金制度をPRしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>計画の内容は以上ですが、毎年、お忙しい中、活発に活動を展開していただき、大変ありがとうございます。</p> <p>今年度も、加入推進部長さん等を中心として、農協さんとも連携を図り、加入推進活動に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>最後に、この計画については、今回、委員会で報告したのちに、県農業会議へ提出する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。</p> |
| 事務局（次長） | <p>6月の会務報告及び7月の業務予定についてご説明いたします。</p> <p>本日配布いたしました資料2をご覧ください。</p> <p>6月の会務報告については、ご覧のとおりです。</p> <p>新型コロナウイルス関係の騒動も落ち着いてきまして、会議や研修会等の開催数も増えつつある状況がうかがえます。</p> <p>次に、裏面が現時点の7月の業務予定となっております。</p> <p>委員会関係では、恒例の農地パトロールにつきまして、各地区において日程を調整していただき、11日（土）は岩室地区及び中之口地区、翌日12日（日）は瀧東地区及び西川地区、18日（土）は巻西地区及び巻東地区で実施する予定です。お暑い中恐縮ですが、コロナウイルスの対策にも配慮しながら、よろしくお願いいたします。</p> <p>17日（金）午後3時より、令和2年度第1回農地部会を巻地区公民館において開催いたしますので、関係者の委員の皆さんの出席をお願いします。</p> <p>7月の調査委員会は27日（月）の開催となります。今回は第4調査委員会が担当となります。</p> <p>7月の定例総会につきましては、通常の日末日を前倒しして、30日（木）の開催とし、併せて全委員研修会及び暑気払いを開催いたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>この2月末頃からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、密集、密接、密閉という3密状態となることを避けるため、3月の定例総会より委員の出席について調整を図ってまいりました。</p> <p>その後、緊急事態宣言や自粛要請も解除され、徐々に社会経済活動の再開が進んできましたことから、7月の定例総会より、通常の出席形態に戻すことを前提に、例年実施しております全委員研修会を定例総会終了後、午後3時20分から開催します。内容としては、新潟市農林水産部二神部長及び新潟市中央農業委員会坂井事務局長より講演となる予定です。</p> <p>最後に、令和2年度第1回役員会を、本日、この6月定例総会終了後に、こちら302会議室で開催しますので、会長及び会長職務代理、各部会長及び各部会長職務代理の皆さんにつきましては、引き続き、出席をお願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p> |
| 議長（会長） | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>何か質問等がありますか。</p> |
| | <p>（なし）</p> |
| 議長（会長） | <p>特にないようですので、以上をもちまして6月定例総会を終了いたします。</p> |

閉会時間：午後2時45分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 堀 内 多計司

署名委員 大 島 伸 吾

